

中国における税務事前裁定について

February 2025

In brief

中国における税務事前裁定制度とは、税務当局が、企業から申請された将来において発生が見込まれる複雑な税務事項について、現行税務法令に基づき、税務上の取扱いに関する判断を通知する制度です。

現時点において、上海市、北京市を含む複数の地域において運用が開始されており、いくつかの事例が公表されています。

本ニュースレターでは、上海市と北京市の税務事前裁定に関する規定の概要を解説します。

In detail

1. 上海市と北京市の税務事前裁定に関する規定の概要

項目	上海市	北京市
(1) 対象法人	• 上海市内の法人	• 北京市内の法人
(2) 対象事項	• 上海市および北京市はいずれも、将来において発生が見込まれる特定の複雑な税務事項を対象としています。一方、以下を対象外としています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 確実ではない事項、または2年以内に発生しない事項 ✓ 合理的な商業目的を有さない、または法律が明確に禁止している事項 ✓ 現行の税法規などに明確な規定があり、当該規定を直接適用できる事項 ✓ その他(移転価格税制に係る事前確認制度に係る事項、など) 	
(3) 申請受理機関	• 市、区のいずれかの大企業税務管理部門	• 千戸集団(※1):北京市税務局第一税務分局 • その他納税者:所轄税務局
(4) 申請書および添付書類	• 税務事前裁定申請書 • 関連部門の承認、認定または裁定文書(該当する場合) • 契約書、合意書、議事録または実行可能性研究報告書などの証明資料 • 税務局が提出を要求するその他資料	

(5) 審議裁定所要時間	<ul style="list-style-type: none"> 申請受理後、大企業税務作業指導チームオフィスの政策サービスチームが初期処理意見を形成するまでに 30 日間必要とされます。 上記の初期処理意見に対する大企業指導チームメンバーによるフィードバックは、さらに 10 日間必要とされます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「北京市税務局の税務事前裁定業務办法(试行)」において、審議裁定所要時間に関する記載はありません。
(6) 執行および後続管理	<ul style="list-style-type: none"> 裁定意見は、納税者が申請した取引のみに適用され、その他納税者の同一取引、または同一納税者の裁定を経ていないその他取引に対しては適用されません。 一定の事由がある場合、裁定意見が撤回され、または失効します。 	
(7) 公表事例(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編取引における企業所得税の特殊性税務処理 政府による収用に関する増価税および土地増価税の免除 破産・再生時の不動産出資における土地増価税の免除 	<ul style="list-style-type: none"> サービス業に対する 6% 増価税率の適用

出所:「上海市税務局の税務事前裁定業務管理办法(试行)」(滬税弁發(2023)33号)、「国家税務総局北京市税務局の税務事前裁定業務办法(试行)」(京税弁發(2024)8号)

※1 千戸集団とは、「千戸集団名簿管理办法」公布に関する公告(国家税務総局公告 2017 年 7 号)に基づき決定された北京市における年度納税額が国家税務総局の管理基準に達している企業グループを指します。

※2 レター公布時における全ての事例です。

2. 制度の特徴

税務事前裁定制度は、以下の特徴があると考えられます。

① 事前裁定意見は申請した取引に対してのみ適用されること

事前裁定意見は申請した取引のみに適用されます。なお、当該意見の受領後、申請した取引について、実行されなかった場合、大幅な変更が生じた場合、または実行された場合には、申請者は 30 日以内に受理機関へ書面にてその旨を報告しなければなりません。

② 不服申し立てまたは訴訟の対象とならないこと

税務事前裁定制度は、納税者に対するサービスであり、裁定意見に不服がある場合であっても、不服申し立てまたは訴訟を実施することはできません。

The takeaway

中国における税務事前裁定制度を利用することで、判断に迷う課税関係を明らかにすることが可能となります。現在、福建省などその他地域でも事例が出ており、今後、全国への普及が期待されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

ディレクター

佐々木 敏子

シニア マネージャー

丁 琦忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

北京事務所

パートナー

山崎 學

上海事務所

パートナー

渕澤 高明

上海事務所

シニア マネージャー

松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.